

日薬連発第 824 号
2024 年 12 月 20 日

加 盟 団 体 殿

日本製薬団体連合会
(押印省略)

【周知】インボイス制度に関するアンケート調査について_アンケート調査の実施結果に基づく連絡事項について（連絡）

標記について、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課より、下記及び別添のとおり連絡がありましたので、貴団体加盟企業に周知方よろしくお願います。

<「厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課」からの連絡文>

本年 8 月に、各団体事務局にご協力をお願いした、インボイス制度に関するアンケート調査につきまして、ご協力いただき誠にありがとうございました。

今回いただいた御回答・御意見も踏まえつつ、インボイス制度に関して事業者の皆様にご認識いただきたい事項をまとめましたので、貴団体会員さまへの周知にご協力をお願いいたします。

- - - 以下、協力依頼文書抜粋 - - -

インボイス制度について、改めて周知させていただきたい事項をまとめましたので、事業者の皆さまへの周知にご協力を賜りますようお願いいたします。

1. インボイス記載事項チェックシート等のご案内

インボイスに記載すべき事項の確認や、受領したインボイスに必要な事項が記載されているかの確認にご活用いただけるチェックシート（別添 1）を作成しております。

このほかにも、消費税やインボイス制度のポイント等を各 5 分程度で解説した YouTube 動画、各種リーフレットを、下記リンク先に掲載しておりますので、ぜひご活用ください。

なお、カメラで撮影したインボイスから登録番号や金額等を自動的に入力して帳簿に反映する機能や、デジタルインボイスをやりとりする機能を備えた会計ソフト

等をご利用いただくことで、

インボイス制度への対応がスムーズになるほか、バックオフィス業務全体を効率化することにもつながりますので、ぜひご検討ください。

インボイス制度に関する動画・リーフレット
[インボイス制度について | 国税庁 \(nta.go.jp\)](#)



(参考) 動画「申告・納税と一緒に日々の業務もデジタル化しませんか？」

<https://www.youtube.com/watch?v=CV7aUqw2gxE>



2. 取引上の留意点

消費税について課税事業者に転換した取引先（売手側）から、免税事業者であったときの取引価格からの引上げを求められたにもかかわらず、価格交渉に応じず、一方的に従来どおりの取引価格に据え置いた場合、独占禁止法・下請法等に違反するおそれがあります。独占禁止法・下請法等の考え方については、別添2をご確認ください。

なお、買手側では、従来から消費税相当分を支払ってきたと認識している場合でも、売手側では、消費税相当分として支払われている分も含む金額がいわゆる本体価格として妥当な金額であると認識して取引しているような場合があります。売手側からは価格交渉を申し出にくい場合もあることから、買手側においては、取引先との間で消費税相当分の金額に関する認識の不一致が生じないように注意し、インボイス制度を機に課税事業者に転換した事業者に対しては、必要に応じて価格引上げの可否を確認するなど、適正な取引関係の構築にご留意ください。

どうぞよろしくお願いたします。

日薬連事務局注）：「本年8月に、各団体事務局にご協力をお願いした、インボイス制度に関するアンケート調査」については、8月に厚生労働省医政局産情課より、アンケート協力依頼があり、産情課と協議・調整の結果、「日薬連事務局」で回答いたしました。